

[環境への負荷]

8.14 廃棄物等

8.14.1 予測及び評価

(1) 予測及び評価方法

ア 工事の実施

(ア) 予測事項

工事の実施に関する予測事項を、表 8.14.1 に示す。

表 8.14.1 予測事項（工事の実施）

予測の対象となる要因	予測項目
掘削・盛土等の土工	残土
建設工事及び既存施設の一部解体・撤去	建設工事に伴う副産物
	既存施設の一部解体工事に伴う副産物

(イ) 予測地域

予測地域は、事業実施区域とした。

(ウ) 予測対象時期

予測対象時期は、工事の実施期間とした。

(エ) 予測方法

a 残土

事業計画に基づき、プラントメーカー等に聞き取り調査を行い、工事中に発生する残土量を推計した。

b 建設工事に伴う副産物

新施設の建設工事に伴う副産物について、プラントメーカー等に聞き取り調査を行い、その結果を廃棄物量として設定した。

c 既存施設の一部解体工事に伴う副産物

既存施設の一部解体工事に伴う副産物について、プラントメーカー等に聞き取り調査を行い、その結果を廃棄物量として設定した。

(オ) 評価方法

a 環境影響の回避・低減に係る評価

環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

8 環境影響の調査、予測及び評価
8.14 廃棄物等（予測及び評価方法）

イ 施設の供用

(ア) 予測事項

施設の供用に関する予測事項を、表 8.14.2 に示す。

表 8.14.2 予測事項（施設の供用）

予測の対象となる要因	予測項目
ばい煙の排出 機械等の稼働	廃棄物

注) 1. 予測項目の廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物を含む。
2. 一般廃棄物は焼却灰、焼却飛灰等を想定し、産業廃棄物は耐火レンガ等（金属くず、プラスチック類を含む）やがれき類を想定する。

(イ) 予測地域

予測地域は、事業実施区域とした。

(ウ) 予測対象時期

予測対象時期は、新施設の稼働が、通常の状態に達する時期（2024年度）とした。

(エ) 予測方法

新施設について、プラントメーカー等に聞き取り調査を行い、その結果を廃棄物量として設定した。

(オ) 評価方法

a 環境影響の回避・低減に係る評価

環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

(2) 予測及び評価結果

ア 工事の実施

(ア) 予測結果

a 残土

工事中には、建設工事において掘削に伴う残土が発生すると想定される。予測される残土の発生量及び処分量を、表 8.14.3 に示す。

残土は、約 22,000m³ 発生するが、適正処分を行うものとする。

表 8.14.3 残土の発生量及び処分量

(単位：m³)

項目	残土発生量	残土処分量
工事の実施	22,000	22,000

b 建設工事及び既存施設の一部解体工事に伴う副産物

建設工事等に伴う副産物発生量及び処理方法について、プラントメーカー等に聞き取り調査を行った結果を、表 8.14.4 に示す。

副産物の発生量は、廃プラスチック類 42 t、木くず 20 t、紙くず 23 t、金属くず 30 t、ガラス及び陶磁器くず 23 t、コンクリート破片等がれき類 285 t、その他のがれき類 15 t、その他が 20 t と予測された。

これらの副産物については排出抑制を行い、積極的な資源化を図るものとする。

表 8.14.4 建設工事等に伴う副産物発生量及び処理方法

副産物の種類		建設工事等発生量 (単位：t)	処理方法	
産業 廃棄物	廃プラスチック類	42	資源化又は最終処分	
	木くず	20	資源化	
	紙くず	23	資源化	
	金属くず	30	資源化	
	ガラス及び陶磁器くず	23	最終処分	
	がれき類	アスファルト・ コンクリート破片	285	資源化
		その他	15	最終処分
	その他	20	資源化又は最終処分	
	合計		458	—

注) がれき類の「その他」は、鉄筋とコンクリートの分別困難物とした。

8 環境影響の調査、予測及び評価
 8.14 廃棄物等（予測及び評価結果）

(イ) 環境保全措置

工事の実施において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を、表 8.14.5 に示す。

表 8.14.5 環境保全措置

環境保全に関する措置	実施主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
工事に使用する資機材等については、省梱包化を図り、廃棄物の発生抑制に努める。	事業者	発生する廃棄物等の最終処分量の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
工事に伴い発生する副産物の資源化に努める。	事業者	発生する廃棄物等の最終処分量の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

(ウ) 評価結果

a 環境影響の回避・低減に係る評価

工事の実施に伴う廃棄物の排出については、環境配慮事項及び表 8.14.5 に示す環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

イ 施設の供用

(ア) 予測結果

施設の供用に伴う廃棄物発生量及び処理方法について、プラントメーカー等に聞き取り調査を行った結果を、表 8.14.6 に示す。

年間発生量は、焼却灰 3,500 t/年、焼却飛灰 1,800 t/年、耐火レンガ等 10 t/年と予測された。焼却灰、焼却飛灰は、原則として資源化を図るものとする。

表 8.14.6 施設の供用に伴う廃棄物発生量及び処理方法

廃棄物の種類		年間発生量 (t/年)	処理方法
一般廃棄物	焼却灰	3,500	資源化又は最終処分
	焼却飛灰	1,800	資源化又は最終処分
産業廃棄物	耐火レンガ等	10	資源化又は最終処分
合計		5,310	—

- 注) 1. 一般廃棄物の年間発生量は、計画ごみ量 49,677 t/年から算出した値である。
2. 耐火レンガ等（金属くず、プラスチック類を含む）は、主に産業廃棄物として扱うが、ばいじん等が分離できないものは、特別管理産業廃棄物として適正に処分する。

(イ) 環境保全措置

施設の供用において、環境影響を実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減するために実施する環境保全措置を、表 8.14.7 に示す。

表 8.14.7 環境保全措置

環境保全に関する措置	実施主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
焼却灰・焼却飛灰については、社会情勢を踏まえながら、原則資源化を進める。	事業者	発生する廃棄物の環境への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

(ウ) 評価結果

a 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の供用に伴う廃棄物の排出については、環境配慮事項及び表 8.14.7 に示す環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。